

特集 介護保険法等改悪と地域・自治体の課題①

高齢障害者に負担強い

「介護保険優先原則」の廃止を

浅田訴訟のたたかい

浅田雄彦さんを支援する会事務局長 吉野一正

はじめに

障害者は、六十五歳になると、利用している障害者自立支援法（現 障害者総合支援法）以下、支援法による福祉サービス（以下、支援法）を市町村から介護保険法による介護（以下、保険法）に変更を求められます。しかし浅田さんは、保険法介護を申請せず、支援法介護の継続を求めました。これにたいし岡山市は、「介護保険法が優先」として、浅田さんの支援法介護を打ち切る処分をおこなったのです。

浅田訴訟は、この処分をたいし、憲法二十五条、同十四条違反（後述）であるとして、

岡山市を訴えたものです。同訴訟は、七月十九日の第二回口頭弁論で結審となり、九月十日には地裁判決が出されるという局面を迎えています。

二〇一三年一月二十日付で、手足に重度の障害がある浅田雄彦さん（脳性まひ）に届いた「岡山市介護給付等不支給（却下）決定通知」は、浅田さんの生活を維持する上で欠かれない介護をすべて奪うものでした。理由は、「介護保険を申請しなかった」というもので、前年十一月二十九日に提出していた「支援法サービスの更新申請」が拒否されたのです。そのため、浅田さんが受けていた二月二十四九時間の重度訪問介護（うち二十六時間は移動介護時間）は、浅田さんの

岡山市を訴えたものです。同訴訟は、七月十九日の第二回口頭弁論で結審となり、九月十日には地裁判決が出されるという局面を迎えています。

浅田さんは、「岡山市は私に死ねと言った」として、岡山市の処分について岡山市に審査請求をおこないました。しかし、七月十三日に、審査庁の岡山市知事により請求は却下されました。浅田さんは、このことを不服として、岡山地裁に訴えました。訴えは、岡山市の処分が憲法二十五条（生存権）、十四条（平等権）を侵害したとして、岡山市の職権乱用の処分を取り消しを求めたものです。

以下、この訴訟をおしえて見えてきたことについて、結論に向けた最終書面を準備するなかで論議されたことをふまえて、まとめてみました。

合うことを確認して、この場合は終わりました。

1 浅田訴訟とはなにが

一 「六十五歳問題」のはじまり

障害者福祉から強制的に介護保険サービスに切り替えられるという「六十五歳問題」のはじまりは、二〇一二年十一月、障害者の生活と権利を守る岡山県連格協議会（以下、岡県連）と岡山市各課交渉のさい、浅田さんが、障害福祉課にたいして、次のような質問をおこなったことでした。

浅田さんは、「私は、来年（二〇一三年）二月で六十五歳になる。知人のヘルパーさんから聞いたところによると、六十五歳になると、いま私が受けている介護は、介護保険による介護になり、一割の自己負担を払わないといけない。お金の負担が大変だと言われた。いま私は、無料の介護を福祉で受けているのに、なんで介護保険を受けなければならないのか。いまのまま福祉の介護を続けられないのか」と尋ねました。

これにたいし岡山市は、「課長がいらないから、いま答えられない」と回答せず、再度問題（以下、「六十五歳問題」）だけで話し

2 「六十五歳問題」をめぐる市交渉

その後の「六十五歳問題」については、浅田さんは岡県連とともに、二度にわたり、岡山市と話し合いをおこないました。

二〇一二年十一月二十九日の一度目の話し合いには、障害福祉課長が出席しておらず、浅田さんと岡県連が「六十五歳になると福祉サービスがなくなるのか」と再度たずねたことに対し、課長が出席していないことを理由に、回答が先送りにされました。

二度目は、同年十二月十九日、浅田さんと岡県連と連名で市長にたいし、「六十五歳以上の上の非課税の障害者・世帯には、介護サービス自己負担が生じない措置を求める緊急要望書」を提出し、次の点を求めました。

- ① 無料の福祉サービス介護を介護保険に代わり、一割の自己負担がかかることになり、現在の生活を大幅に切り詰めることになること。
- ② 通知「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（障発第0338000号、平成十九年三月二十八日）の文書中の「一、自立支援給付と介護保険制度との適用関係等」は、基本的には介護保険給付が優先されることとし、②「介護保険サービス優先の捉え方」の項で、「……障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする」のべている。同時に他方で、「……その他」の項で、「（一）介護保険サービスが利用可能な障害者が、介護保険法に基づき要介護認定を申請しない場合は、介護保険サービス等の利用が優先される旨を説明し、申請を行うよう、周知徹底を図りたい」と明記しているが、私（浅田）は、経済的理由により介護保険サービス利用は不可能だ。
- ③ これまでどおり、障害者自立支援法（その後、障害者総合支援法に改定。以下、支援法）による福祉サービスを六十五歳以後も受けたい。

この三点を強く要望しました。これがこの時点での「六十五歳問題」でした。この三点の要望について、障害福祉課長は、「六十五歳になれば介護保険優先と決ま

用関係等の基本的な考え方について

（一）介護給付費等と介護保険制度との適用関係については、基本的には介護保険給付が優先されることとし、②「介護保険サービス優先の捉え方」の項で、「……障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする」のべている。同時に他方で、「……その他」の項で、「（一）介護保険サービスが利用可能な障害者が、介護保険法に基づき要介護認定を申請しない場合は、介護保険サービス等の利用が優先される旨を説明し、申請を行うよう、周知徹底を図りたい」と明記しているが、私（浅田）は、経済的理由により介護保険サービス利用は不可能だ。

（二）これまでもどおり、障害者自立支援法（その後、障害者総合支援法に改定。以下、支援法）による福祉サービスを六十五歳以後も受けたい。

この三点を強く要望しました。これがこの時点での「六十五歳問題」でした。この三点の要望について、障害福祉課長は、「六十五歳になれば介護保険優先と決ま

らなければならぬ」と強調しました。これにたいし、岡県連が調査した六十五歳になっても支援法による介護を継続している自治体名を挙げて、「なぜ、岡山市が継続できないのか」と迫りました。

【特集】介護保険法等改悪と地域・自治体の課題①

「介護保険優先」規定の根拠である障害者自立支援法七条は、「……介護保険法による介護給付など」自立支援給付に相当するものを受けようとするときは政令で定める限度において……自立支援給付に相当するものが行われたときはその限度において、行わない」とあり、これについては、行わない。経済的に、介護保険では一割の利用料負担があり、生活がでかたので介護保険による介護給付を受けることができない」と主張しましたが、課長はこれにたえず、平行線となりました。

そして最後に、「介護保険を申請しなかったら市はどうするのか」と問うと、「支援法介護を打ち切る」と課長は、浅田さんの介護を受ける権利を奪う回答をしました。これにたいし私たちは、「介護が切られたら浅田さんは生きていけない。再度、善処を検討してほしい」と伝え、この日の交渉は終わりました。

この後、浅田さんは「いったいどうなるか」と心配しながら待ちましたが、岡山市から来ました。後に、上尾洋平弁護士、金馬健二弁護士が加わり、弁護士は五人となりました。当面の活動として、原告と弁護士・世話人（以下、原告団）による同会議で確認しながら、①緊急なこととして、打ち切られた介護を補うため、「支援する会」で時給千円のヘルパーのアルバイト、ボランティアを依頼して介護支援をおこなう、②あわせて、岡山市の不当を訴え、ヘルパーのアルバイトの維持等、必要な財政を賄うカンパ活動をおこなう、③不当処分をたいする理由の説明を市当局に求める交渉を三月八日におこなう、④浅田さんには生活を維持するために、三月九日付で介護保険法にもとづく支給申請をおこなうとともに、三月二十七日に支援法にもとづく審査請求をおこなう、⑤浅田さんの処分の実態を学ぶ学習会を開催（四月十一日）する、など、活動を展開していきま

ました。後に、上尾洋平弁護士、金馬健二弁護士が加わり、弁護士は五人となりました。当面の活動として、原告と弁護士・世話人（以下、原告団）による同会議で確認しながら、①緊急なこととして、打ち切られた介護を補うため、「支援する会」で時給千円のヘルパーのアルバイト、ボランティアを依頼して介護支援をおこなう、②あわせて、岡山市の不当を訴え、ヘルパーのアルバイトの維持等、必要な財政を賄うカンパ活動をおこなう、③不当処分をたいする理由の説明を市当局に求める交渉を三月八日におこなう、④浅田さんには生活を維持するために、三月九日付で介護保険法にもとづく支給申請をおこなうとともに、三月二十七日に支援法にもとづく審査請求をおこなう、⑤浅田さんの処分の実態を学ぶ学習会を開催（四月十一日）する、など、活動を展開していきま

ました。後に、上尾洋平弁護士、金馬健二弁護士が加わり、弁護士は五人となりました。当面の活動として、原告と弁護士・世話人（以下、原告団）による同会議で確認しながら、①緊急なこととして、打ち切られた介護を補うため、「支援する会」で時給千円のヘルパーのアルバイト、ボランティアを依頼して介護支援をおこなう、②あわせて、岡山市の不当を訴え、ヘルパーのアルバイトの維持等、必要な財政を賄うカンパ活動をおこなう、③不当処分をたいする理由の説明を市当局に求める交渉を三月八日におこなう、④浅田さんには生活を維持するために、三月九日付で介護保険法にもとづく支給申請をおこなうとともに、三月二十七日に支援法にもとづく審査請求をおこなう、⑤浅田さんの処分の実態を学ぶ学習会を開催（四月十一日）する、など、活動を展開していきま

は、なんらの説明もありませんでした。翌二〇一三年の二月十二日に、電話で浅田さんが、「十一月二十九日に提出した支援法サービスの更新申請はどうなっているか」と課長に問うたところ、「介護保険を申請して自己負担は年金から支払いなさい」と言われたので、翌日の十三日に、「岡山市介護給付等不支給（却下）決定通知」が、浅田さんのところへ届きました。浅田さんの支援法介護は、六十五歳の誕生日の前日に、すべて打ち切られました。浅田さんは、「死に直面したのです」。

岡山市の非道ともいえるこの処分は、岡県連と浅田さんは、岡山市内の岡県連加盟団体等に訴えました。これを受けて二月十五日には、障害福祉課課長にたいし、十八団体と二個人が抗議文を携え、各々が抗議の言葉添えて、不当な処分を撤回を求めました。浅田さんは、「一片の通知だけじゃなく、僕の命を奪うんで。岡山市は知ったかぶりか」「命がとられるのをなにもせんで待つことやうでござい。それに僕と同じような人が岡山市のやり方でまた生まれたいらひじやろ」「障害者自立支援法違反訴訟で、岡が原告団と合意したこと（注）がパーになる

浅田さんの六十五歳のあゆみが見えきました。浅田さんは、出生後、重度の脳性まひの障害と判定されました。強い四肢のまひと言語の障害がある浅田さんが、最初に直面した大きな問題は、障害のために学校に登校できなかったことです。家族と学校、地域の人の努力で通学がはじまったのは、十一歳のときで、小学校一年生として入学したのです。以下、浅田さん自身があきらめず、努力して獲得した制約のないことをご紹介します。小学校三年生、補助車付自転車に乗ったのは、この足元の交互運動力を高めた。これにより足の交互運動力を高めた。中学校（養護学校中学校部）では、療育施設に入所、松葉杖を使用した四点歩行に挑戦。独立移動を獲得。中学校卒業後は、更生指導所で生活と就労訓練に挑戦。授産施設に入所するも、仕事ができず退所。再起を図って療育施設に入所。支援してくれる学生たちと知り合う。この学生たちとの出会いが浅田さんを大きく変える。施設内自治活動に積極的に参加。仲間をつくり、自立した生活への土壌を獲得。仲間一人で療育施設を出て、地域で共同生活開始。その後、独立した一人暮らし

の人生と尊厳を否定するものであり、怒りと悲しみで受けとめた浅田さんは、憤えあげられた強い思いに火をつけ、命をかけて岡山市とたたかうことを決意したのです。

3 「六十五歳問題」を全国に

「支援する会」は、浅田さんが二〇一三年九月十九日に提訴したことにより、新たなとりくみを開始しました。

その中心は、浅田さんにたいする処分が不当であり、処分取消を求めた根拠を知らせていくことです。これは、憲法十四條一項及び

市内の高齢障害者が、支援法介護によって介護時間を増やせなくなったことは、私たちのたまたかの大きな成果といえます。

調査では、①支給基準の有無および最大利用時間制について、②介護保険申請がなぜなら

この調査結果は、岡山市の支援法介護のサービスが、障害者の社会参加を阻む方向で実施されていることをあぶりだしました。

岡市へのはたらきかけ

「六十五歳問題」の解決に向けて、直接国にははたらきかけるとりくみをおこなないました。障害者が増える中央組織である障全協

らためて全国にひろげていくとりくみでした。さらに、障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）以下、どちらも支援法と表示。連

「支援する会」のとりくみ

その後「支援する会」は、二〇一三年十一月二十日に第一回の口頭弁論が開かれて以来、

大臣にしろ、対応を迫りました（文末に別項）。

また、「支援する会」のとりくみを応援してくれて、武田英夫議員（当時）をつ

この結果は、岡山市が、いかに障害者の介護要求を「出させない」ようにしていたの

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく自立支援給付

三 訴訟があらからかした

浅田訴訟は、口頭弁論をつうじて、被告である岡山市の処分が、いかに憲法や法令に違

さらに、節目ごとに四回の学習会を開催してきました。学習会では、訴訟があらからか

「支援する会」のとりくみ

このように「支援する会」のとりくみは、徐々に浅田訴訟の理解をひろげ、介護制度の

さらには一五年四月からは、支援法支給基準が改正され、六十五歳を超えて障害者になっ

「ているか」の項目では、なんらかのかたちで「している」自治体が八割を超え、「していない

認定等の申請動機に及ばないまま、六十五歳到達後も継続して障害福祉サービスの利用申

この結果は、岡山市が、いかに障害者の介護要求を「出させない」ようにしていたの

三 訴訟があらからかした

浅田訴訟は、口頭弁論をつうじて、被告である岡山市の処分が、いかに憲法や法令に違

してきた点は、以下のとおりです。司法が、これらを、訴訟の争点としてし

1 介護保険優先原則は新たな社会的障壁をつくるもの

支援法七条は、介護保険給付（保険法介護）で自立支援給付（支援法介護）に相当する

2 保険法介護では代替できない

支援法介護と保険法介護は、まず、制度趣旨、目的理念に相違があります。

3 岡山市の支援法介護打ち切りは憲法に違反し無効

支援法介護と保険法介護は、まず、制度趣旨、目的理念に相違があります。

それぞれの法律によって、支援法介護と保険法介護の二つの介護が存在します。いま一度、憲法二十五条の生存権保障、「健康で文化的な最低限

1 制度誕生の違いと内容の違い

障害者福祉について定められた法制度（現在は障害者総合支援法）は一九七〇年代ごろから、義務教育を受ける権利運動と平行しながら、障害者家族を中心とした運動によって、

が可能な限りその身近な場所において必要日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることが問われています。

2 介護保険優先原則は新たな社会的障壁をつくるもの

支援法七条は、介護保険給付（保険法介護）で自立支援給付（支援法介護）に相当するものを受けられることができることは自立支援給付をおこなわない旨を定めているもので、

3 岡山市の支援法介護打ち切りは憲法に違反し無効

支援法介護と保険法介護は、まず、制度趣旨、目的理念に相違があります。

このたまたかのなかで、二十四時間介護が可能とされたもので、多くの自治体で実施された二十四時間介護を活用し、社会参加を実現させた障害者は少なくありません。

このたまたかのなかで、二十四時間介護が可能とされたもので、多くの自治体で実施された二十四時間介護を活用し、社会参加を実現させた障害者は少なくありません。

このたまたかのなかで、二十四時間介護が可能とされたもので、多くの自治体で実施された二十四時間介護を活用し、社会参加を実現させた障害者は少なくありません。

このたまたかのなかで、二十四時間介護が可能とされたもので、多くの自治体で実施された二十四時間介護を活用し、社会参加を実現させた障害者は少なくありません。

三 訴訟があらからかした

浅田訴訟は、口頭弁論をつうじて、被告である岡山市の処分が、いかに憲法や法令に違

す。岡山市は、支援法七条は、六十五歳になって介護保険申請しないものは、介護保険優先に違反するとして支援法介護の支給を止めようとした。浅田さんの支援法介護を打ち切りました。

四 障害者福祉・介護保険制度になが求められる

「支援する会」として、浅田さん、弁護団とともに訴訟にかかわるなかで、なににより考えさせられたことは、「介護とはなに

介護は、人ひとりが営む行為です。介護をとおして、要介護者が介護者が相互に人格的に響き合いますが、介護を構築していくもの

介護は、人ひとりが営む行為です。介護をとおして、要介護者が介護者が相互に人格的に響き合いますが、介護を構築していくもの

介護は、人ひとりが営む行為です。介護をとおして、要介護者が介護者が相互に人格的に響き合いますが、介護を構築していくもの

介護は、人ひとりが営む行為です。介護をとおして、要介護者が介護者が相互に人格的に響き合いますが、介護を構築していくもの

三 介護制度の将来は？

いま、安倍公内閣は、戦争する国づくりのため、社会保障削減・切り捨てを柱に、二

つある介護制度を「悪貨が良貨を駆逐する」ように、支援法介護を介護保険に吸収しようとしている。

4 支援法の問題—自治体間格差

浅田訴訟が発生したのも、支援法の七条（介護保険優先原則）が元凶ですが、同時に支援法介護を市町村に丸投げしたことにより、「支援する会」や厚生労働省調査結果に見るように、自治体間格差が介護の量や支援メニューの利用基準の格差をつくりだしています。

自治体間格差は、介護メニューだけでなく、補装具メニュー、日常生活用具のメニューの差と支給基準に大きな差を見せています。電動車椅子を室内用と戸外用の二車所有を認めている自治体とこれを認めない自治体、日常生活用具の修理に可否の差があること、などです。

自治体間格差の背景には、自治体ごとに、障害者への理解と、福祉の基本原則への理解の仕方に大きな差があることが、見えてきました。

「六十五歳問題」を取り上げた（高橋千鶴子衆議院議員の質問（要旨））

二〇一三年十一月八日 衆議院厚生労働委員会

高橋千鶴子（衆議院議員） 障害者のある高齢者について、介護保険の優先原則が大きな壁になっていてます。障害者総合支援法第七条の介護保険優先原則は廃止すべきだと思います。これは、障がい者制度改革推進会議の総合福祉部会でも意見が出され、骨格議論にも反映されています。障害者総合支援法の法審査の段階でも意見がありました。改めて聞きます。なぜ六十五歳になったのか、おかしくないでしょうか。

菅原基道（厚生労働省 障害者支援課長） 社会保険制度の原則であり、介護保険優先原則のもとで、介護保険のサービスにより障害者サービスと同等のサービスを受けられる場合は、介護保険制度に基づきサービスを利用していくべきです。ただし、介護保険サービスに相当

二〇一一年八月改正の障害者基本法に定められた、社会的障壁による障害者が制度より生じることを認識して、きちんと対応しようとしている自治体もあります。しかし、一方で、岡山市のように、これを認識せず、裁量権を逸脱して、自治体の手で新たな社会的障壁をつく出す自治体もあるのです。大きな格差が生じています。

これらは、障害者の福祉を充実させる運動の大きな課題です。浅田訴訟の勝利は、岡山市の障害者福祉の未来（あした）を変えていく運動の土台となると考えています。

おわりに

障害者はもちろん、生きていくために必要な介護・福祉・健康（医療）は、無料でなくてはなりません。それが、真に憲法理念を実現した社会であり、私たちのすすむべき方向だと考えます。

障害者総合支援法の「改正」にかかる高橋千鶴子衆議院議員の質問にたいして、塩崎厚労大臣は、「介護保険優先原則については、昨年の社会保障審議会障害者部会において、障害福祉制度と介護保険制度の関係についてはさまざまな御意見がありました。我が国の

社会保障の基本からは、現行の介護保険優先原則には一定の合理性がある（二〇一六年四月十九日、衆議院本会議）と回答しました。しかし、高橋議員質問のなかで指摘したように、「六十五歳に変わった障害者としての支援も権利も奪、生存を脅かす重い負担を課す。そのどこに合理性があると言えるのでしょうか。

障全国が奮闘している「介護・福祉・医療サービスにおける利用者負担等の撤廃を求める請願内容」を実現させる政治勢力を生み出すことが、なりより大切だと考えます。この請願事項の実現のために、浅田訴訟で勝利することは重要です。最初に述べたように、この秋には、地裁判決が出されます。勝利するまで、たたいい抜きたいと思えます。

最後に、浅田裁判にかかわって、障害者にとって、社会的障壁をなくするための提訴や裁判維持が経済的負担なしでできる制度をつくること、基本的人権行使に絶対必要であると感じていることについても、指摘しておきたいと思えます。

浅田さんがガンバルかぎり、一緒に筆者も勝利めざして努力することを誓って、この稿の終わりとします。

（よしの かつまさこ）

説明されましたが、現実にはいろいろな問題が起こっています。

岡山市の救世軍障害者である浅田達雄さんは、ひとり暮らしで一日八時間、重度訪問介護を、身体、家事、見守りなどのセレクトで利用していて、住民税は非課税なので利用料は無料でした。ところが六十五歳になるに当たって介護保険が必要だと言われ、一割負担だと言っているサービスで自己負担は十万円くらいかかると言われた。実際そうなんじゃないです。しかしそう言われる大変不安になります。これ以上は負担できないと、介護認定を受けなかった。そうしたら、認定を受けないから優先原則を破ったということ、福祉サービス打ち切られたのです。

いま、やむなく介護認定を受け、月一万五千円の自己負担となつています。ただ、それとの間、サービスを数カ月受けられなかった。それで行政に不服審査し、訴訟をおこなわれています。サービスが受けられなかった間は、支援者の方たちがカンパを集めるなどして支えました。そうしなかったら生きていけない。重度肢体不自由者ですか。ない。ところが、大臣、ぜひ聞いていただきたいんですが、それをもって岡山市は弁明書で、本件決定は、憲法二十五条に違反しない、審査請求人は、支援者からの援助を請求して、当面の自立生活を送ることができている、などと言ったのです。支援者から援助があるから、生存権を侵害していないと、こう言いたいです。機械的な対応で必要な介護が打ち切られることはあってはならないから、ポランテアが受けている。まして、福祉を打ち切っているなんてこと、絶対あってはならないと思えますが、大臣、一言お願いします。

田村憲久（厚生労働大臣） いまの事例は、重度身体障害者、普通でいくと介護で代替できるようなサービスなのかどうか、私は疑問な点が多い（思）。そういうようなことがないように、しっかりと周知徹底していかねばならない。具体的な内容がわかれば、教えていただければ、こちらの方でまた判断させていただきます。ありがとうございます。

高橋 ありがとうございます。ぜひ、お願いします。